2. 貴薬局の処方せん受付状況(平成20年12月1日~31日の期間)についてお伺いします。

①上記期間中に受け付けた処方せんの発行医療機関数、また処方せん枚数を()内にご記入ください。									
医療機関種別		1) 処方せん発 行医療機関 数	2)	1)のうち、「変更不 可」欄に処方医の 署名等が9割以上 ある機関数	3) <u>2)のうち、</u> 主とし て先発医薬品を銘 柄指定している機 関数	4) <u>2)のうち、</u> て後発医薬品 柄指定してい 関数	品を銘	5)処方せん枚数	
病院		()施設	ť ()施設	() 施設	()	施設	())枚	
	内科を主体	()施設	ť ()施設	() 施設	()	施設	())枚	
_	小児科を主体	()施設	ť ()施設	() 施設	()	施設	() 枚	
	外科を主体	()施設	ť ()施設	() 施設	()	施設	()枚	
般診療所	眼科を主体	()施設	ť ()施設	() 施設	()	施設	()枚	
РЛ	耳鼻咽喉科を主体	()施設	ť ()施設	() 施設	()	施設	() 枚	
	精神科を主体	()施設	ť ()施設	() 施設	()	施設	() 枚	
	その他の診療科を主体	()施設	: ()施設	() 施設	()	施設	())枚	
歯科診療所		()施設	()施設	()施設	()	施設	() 枚	
合 計 ()施			()施設	() 施設	()	施設	()枚	
② 上記①の医療機関のうち、上記期間中の処方せん枚数の最も多い1医療機関の処方せん枚数 () 枚									
③ 貴薬局の半径 200m 以内に医療機関は何施設程度ありますか。)施設程度	
④ 算定する調剤料の過半数が、浸煎薬(190 点)または湯薬(190 点)ですか。 1. はい 2. いいえ									

3. 貴薬局の取り扱い処方せん枚数についてお伺いします。

(1)平成 20 年 12 月における、「(ア)1か月全体の取り扱い処方せん枚数」 <u>日(日)</u> の取り扱い処方せん枚数」について、それぞれ()内に枚数を			8日(月)	~12月14
		平成 20	年 12 月	
	(ア)1か月至 扱い処方1		の取り扱	1 <u>2/8~12/14</u> い処方せん 欠数
① すべての取り扱い処方せん ※③と⑪の合計数になります。ご確認ください。	()枚	()枚
② ①のうち、1品目でも後発医薬品を調剤した処方せん	()枚	()枚
③ ①のうち、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可」欄に 処方医の <u>署名等がない</u> 処方せん	()枚	()枚
④ ③のうち、1品目でも先発医薬品を後発医薬品に変更した処方せん (初めての変更に限らず、以前に一度変更し、今回も同様に変更した 場合も含む)	()枚	()枚
⑤ ④のうち、後発医薬品情報提供料を算定した処方せん	()枚	()枚
⑥ ④のうち、後発医薬品分割調剤加算を算定した処方せん	()枚	()枚
⑦ ③のうち、1品目でも後発医薬品を他の後発医薬品に変更した処方せん	()枚	()枚
⑧ ③のうち、処方せんに記載された <u>すべての</u> 銘柄について後発医薬品が 薬価収載されていないために、後発医薬品に変更できなかった処方せ ん(後発医薬品のみが記載された処方せんを含む)	()枚	()枚
⑨ ③のうち、「後発医薬品についての説明」※1を行ったにもかかわらず、 <u>患者が希望しなかったために、すべて</u> 後発医薬品に変更できなかった 処方せん(過去に説明した際に、患者が希望しない意思を明確にして おり、今回も後発医薬品への変更をしなかった場合を含む)	()枚	()枚
③のうち、以下の理由により、後発医薬品に変更できなかった先発医薬品が	1品目でもあ	る処方せん		
⑩ 先発医薬品の含量規格に対応した後発医薬品がなかったため	()枚	()枚
⑪ ⑩のうち、薬価収載されていなかったため	()枚	()枚
⑫ ⑩のうち、在庫として備蓄していなかったため	()枚	()枚
③ 先発医薬品の剤形(ただし、OD錠除く)に対応した後発医薬品がなかったため	()枚	()枚
⑭ ⑬のうち、薬価収載されていなかったため	()枚	()枚
⑤ ③のうち、在庫として備蓄していなかったため	()枚	()枚
16 先発医薬品の剤形がOD錠であり、それに対応した後発医薬品がなかったため	()枚	()枚
⑪ ⑯のうち、薬価収載されていなかったため	()枚	()枚
⑱ ⑯のうち、在庫として備蓄していなかったため	()枚	()枚
① ①のうち、「後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更がすべて不可」欄に 処方医の <u>署名等がある</u> 処方せん	()枚	()枚
② ③ のうち、後発医薬品を銘柄指定している処方せん	()枚	()枚
② ①のうち、処方せん内容の一部について変更不可としている処方せん	()枚	()枚
② ②のうち、一部先発医薬品について変更不可としている処方せん	()枚	()枚
② ②のうち、一部後発医薬品について変更不可としている処方せん	()枚	()枚

の規格単位ベース)のうち、後発医薬品の割合 📗 🐪 🐪 🐪) %
-------------------------------	-----

注) 規格単位ベースの数量: 例えば錠剤の場合、単純に1か月間に調剤した全錠数を数えて計算することを意味します。